

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年5月21日
【事業年度】	自平成18年7月1日至平成19年6月30日
【会社名】	株式会社インテリジェント ウェーブ
【英訳名】	INTELLIGENT WAVE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 山本 祥之
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川1-21-2
【電話番号】	03-6222-7111
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 白杉 政晴
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川1-21-2
【電話番号】	03-6222-7111
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 白杉 政晴
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年9月27日に提出いたしました第24期（自平成18年7月1日至平成19年6月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項があったので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ <省略>

自己株式取得の決定機関

~ <省略>

(訂正後)

(1) ~ <省略>

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

a. 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

b. 中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

c. 監査役の実任免除

当社は、監査役の実任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものである。

~ <省略>